

# 事務所だより

令和7年1月号



安藤社会保険労務士法人  
Ando Labor and Social Security Attorney Corporation

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。年末年始休暇はいかがお過ごしでしたでしょうか？私は息子と帰省し、のんびりとした正月を過ごしました。さて、今年の法改正についてご案内いたします。4月からは育児介護休業法の改正に加え、雇用保険法にも大きな変更があります。自己都合退職者の失業給付について、給付制限がこれまでの2か月から1か月に短縮され、自主的に教育訓練を受けた場合には給付制限が解除されます。また、育児休業給付が拡充され、夫婦で育児休業を14日以上取得すると最大28日間の給付率が80%になる「出生後休業支援給付」が新設されます。さらに、2歳未満の子を養育するため時短勤務を行っている場合に「育児時短就業給付」が創設されます。今年もいろいろな法改正がありますが、本年もどうぞよろしくお願い致します。 安藤

## 【Contents】

- 高齢労働者の労働災害
- マイナ保険証に関する企業の対応
- 事務所スタッフより

## 1. 高齢者

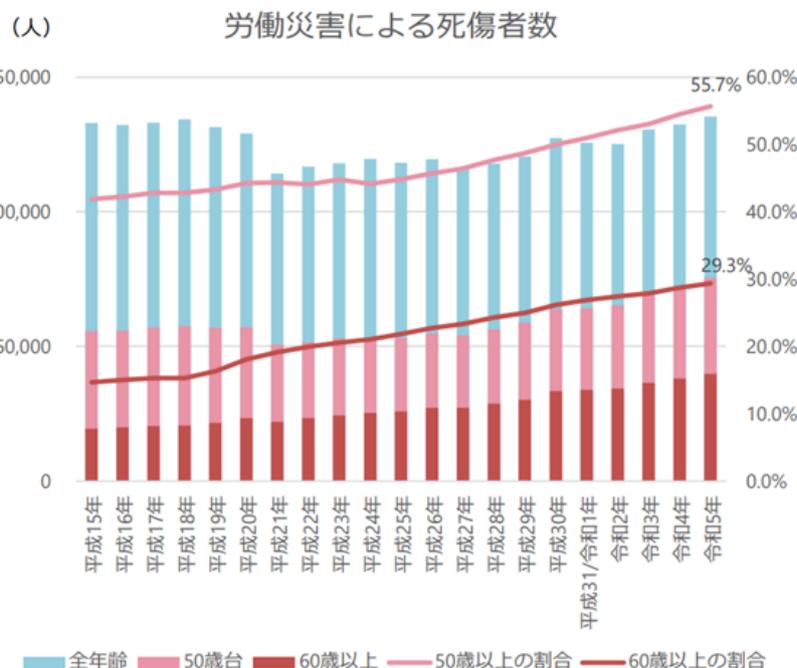
### 高齢労働者の労働災害

人手不足に悩む多くの企業で、キャリア豊富な高齢者の働きに期待をかけていることと思います。他方、高齢労働者の増加に比例して、高齢労働者の労働災害が業種を問わず増えています。本稿では、高齢者の労働災害の状況と、政府の安全衛生対策の動向についてお伝えします。

#### 1. 労災被害者の3割は60歳以上

厚生労働省の調査によると、令和5年に労働災害で死亡、または4日以上休業した人は計135,371人で、

このうち60歳以上が29.3%の39,702人に上っています。60歳以上の死傷者数は、右肩上がりが増えていきます。



※厚生労働省「高齢労働者の労働災害防止対策について（その3） 第170回安全衛生分科会資料」より

背景には、労働者数に占める60歳以上の割合が高まってきたことと、加齢によって身体機能が低下し、事故を起こしやすいことがあります。

高齢者が被災しやすい労働災害は、「墜落・転落」

と「転倒」です。「墜落・転落」は、建設業だけでなく、小売業、社会福祉施設、飲食店、医療保険業、金融業、教育・研究業、製造業、陸上貨物運送業のいずれも、加齢に応じ発生率が上昇する傾向があります。

「転倒」も、業種に関わらず、おおむね同じ傾向が見られます。

また、労働災害による休業の見込み期間も、年齢が上がるにしたがって長期化する傾向があります。

## 2. 低調な企業の対策

高齢者の労働災害を防ぐため、政府は令和2年3月に

「エイジフレンドリーガイドライン」（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を定めました。ガイドラインでは、身体機能の低下を補う設備・装置導入などの職場環境の改善、高齢労働者の健康や体力の状況把握と対応などを企業に呼び掛けています。しかし、令和5年の調査では、「対策に取り組んでいる」と答えた事業所が19.3%にとどまっています。

60歳以上の高齢労働者が業務に従事している事業所	「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高齢労働者の特性に応じた教育	その他
77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2%	56.5%	10.3%	45.9%	27.7%	1.4%

※厚生労働省「高齢労働者の労働災害防止対策について（その3） 第170回安全衛生分科会資料」より

取り組みが低調な現状を受け、厚生労働省の労働政策審議会安全衛生分科会では令和6年度、高齢者の労働災害防止対策の強化について、議論が重ねられています。11月22日に出された報告案では、「高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講じることを事業者の努力義務とすることが適当である」という内容が盛り込まれました。

政府は今後、労働安全衛生法の改正などを通じて、企業により強く取り組みを促すことになりそうです。

## 3. さいごに

厚生労働省サイトでは、高齢労働者の安全衛生に関する資料やリーフレットが公表されています。転倒・腰痛予防を図る体操、高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト、企業の取り組み事例等の情報が発信されておりますので、取り組みを進める際には、ご参考になさるとよいでしょう。

## 2. 社会保険

### マイナ保険証に関する企業の対応（健康保険組合の場合は対応が異なる可能性があります。）

令和6年12月2日から、医療機関や薬局を利用する際、マイナ保険証を使うルールがスタートしました。これに伴い日本年金機構では、企業が提出する「被保険者資格取得届」と「被扶養者（異動）届」の様式を変更しました。全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している企業は、これらの届出の際、注意が必要です。本稿では、様式の変更点などを説明します。

### 1. 資格確認書

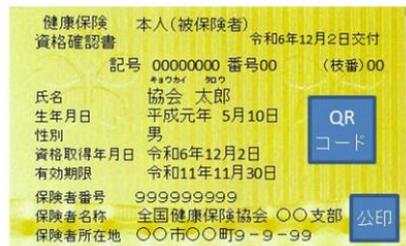
マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

令和6年12月2日から、医療機関や薬局を利用する際、マイナ保険証を使うことが原則となったことに伴い、企業が行う社会保険の手続きが、少し変わりました。

企業の担当者は、社員が入社した時には「被保険者資格取得届」、従業員に赤ちゃんが生まれるなどして被扶養者が生じた時には「被扶養者（異動）届」を年金事務所に提出します。そうすると、これまで、協会けんぽに加入している企業に対し健康保険証が送られてきました。しかし、現在、健康保険証は送られてきません。

ただ、マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードを持っていても健康保険証として利用登録していない方に配慮して、協会けんぽが希望者に「資格確認書」を発行しています。資格確認書があれば、マイナンバーカードがなくても、保険適用で医療機関や薬局を利用できます。

資格確認書は次の図のように、従来の健康保険証と同じプラスチック製のカードで、色は黄色です。有効期間は、最大で5年となっています。



※全国健康保険協会「健康保険証とマイナンバーカードの一体化（マイナ保険証）に関する制度説明資料（令和6年5月）」より

## 2. 発行要否欄

資格確認書の導入に伴って、下図のように、「被保

険者資格取得届」と「被扶養者（異動）届」に、資格確認書の発行要否欄が設けられました。

企業の担当者が、資格確認書の発行が必要かどうかを聞いて、必要であれば、発行要否欄のチェックボックスにチェックを入れます。そうすると、協会けんぽから企業に資格確認書が送られてくるので、従業員に渡してください。

企業は、原則として、新しい届出書を使って手続きを行うこととなりますが、やむをえず旧届出書を使う場合には、備考欄に「資格確認書要」と書いて提出してください。なお、旧届出書は、令和7年2月28日までで受付を終了する予定です。

資格確認書が必要であるにもかかわらず、発行要否欄にチェックを入れ忘れた場合でも、協会けんぽが調査して資格確認書を発行してくれます。ただし、発行まで2カ月程度かかるので、注意してください。

また、すでに被保険者、被扶養者となっている人が資格確認書を必要とする場合には、協会けんぽに直接、資格確認書交付申請書を提出すれば、発行してもらえます。

### 被保険者資格取得届

健康保険 資格取得届	氏名 (姓) 協会 太郎	生年月日 平成 25 年 5 月 10 日	性別 男	資格取得年月日 令和 6 年 12 月 2 日	有効期限 令和 11 年 11 月 30 日	保険者番号 999999999	保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部	保険者所在地 ○○市○○町9-9-99	⑮ 資格確認書 発行要否 <input type="checkbox"/> 発行が必要
---------------	--------------------	--------------------------	---------	----------------------------	---------------------------	--------------------	------------------------	------------------------	--

### 被扶養者（異動）届

被扶養者である被扶養者届	氏名 (姓) 協会 太郎	生年月日 平成 25 年 5 月 10 日	性別 男	資格取得年月日 令和 6 年 12 月 2 日	有効期限 令和 11 年 11 月 30 日	保険者番号 999999999	保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部	保険者所在地 ○○市○○町9-9-99	⑯ 資格確認書 発行要否 <input type="checkbox"/> 発行が必要
--------------	--------------------	--------------------------	---------	----------------------------	---------------------------	--------------------	------------------------	------------------------	--

※日本年金機構の様式から抜粋

## 3. さいごに

現在持っている協会けんぽ発行の健康保険証も、最長で令和7年12月1日まで使うことができます。従業員には、早めに、マイナンバーカードを健康保険証とし

て利用登録するよう促すとよいでしょう。マイナ保険証についてわからないことがあれば、弊社に気軽にお問い合わせください。

## Q&A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、2 ページ目の「マイナ保険証に関する企業の対応」に関連する豆知識をお伝えします。

（健康保険組合の場合は対応が異なる可能性があります。）

**Q.** 従業員が退職した場合はどのような取り扱いになりますか？

**A.** 令和7年12月2日以降の退職の場合、健康保険証の返却は不要です。資格確認書については、有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

## 事務所スタッフより

新しい一年が始まりましたが、皆様今年のお正月いかがお過ごしになられましたでしょうか。

この一年が皆様にとって実りの多い一年になりますようお祈り申し上げます。本年も宜しくお願い致します。

めっきり冷え込むようになりましたね。体がカチンコチンになりコリがしんどい！(><)となる日が増えました。何か手軽な解消法ないかな〜と探していたところ、ペットボトル温灸なるものを知りました。詳細なやり方は割愛しますが、HOT用のペットボトルに、水：湯を1：2で入れ3～5秒5セット程度、患部に当てるといったものです。

手軽なので物は試し！とやってみると想像していたよりも体が温まりました。

最初はペットボトルが「ちょっと熱いかも!？」と思うくらい温かいので、服の上から当てる箇所を重点的にしてから、ぬるくなってきたタイミングで直接肌に当てるようにしています。

30分くらいは暖かい状態なので、色んなツボや辛いから温めたいなあと思っている所に当てています。肩や鎖骨のコリがひどい箇所をゴロゴロ転がしながら温めたり、火を使うお灸だとやりづらい耳周り（ツボ沢山!）を温めたりするのも凄く気持ちいいです。

良かったら、コリがひどくてしんどい〜!となっている方は、すぐく手軽なのでリラックスタイムに試してみてください！（野村）



先日 年越しに行ってみたい駅という話題がネットにのっていました。「辰巳」駅（東京メトロ有楽町線）です。「辰」→「巳」年 なるほど・・・駅にはフォトスポットや記念スタンプもあるようで12年に1度のイベントですね。昔 時刻や方角に十二支を用いていたことから「辰巳」は江戸城から南東の方角にあたり名づけられたとか「辰巳」という地名は全国にあるようです。

他に干支が2つ続く名前があるかと探してみると赤道に直角に交わる「子午線」（北南）が浮かびました。地名では大阪茨木市丑寅（うしとら）、石川県金沢市卯辰（うたつ）、京都市戌亥（いぬい）がありました。十干十二支を組み合わせた地名はいろいろあるようですが干支2つの地名は珍しいようです。

蛇は脱皮をすることから復活と再生を表し縁起のよい動物とされ、また弁財天様のお使いとされています。皆様にとって今年もよい年でありますように。本年もどうぞよろしくお願いたします。（市原）



104-0033

東京都中央区新川1-10-10  
とらい館3階

安藤社会保険労務士法人

TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321

URL <https://ando-sr.jp>

e-mail [ando@ando-sr.jp](mailto:ando@ando-sr.jp)